

選挙運動について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2024年10月28日)

今般衆議院総選挙が実施されました。また、今年2月には京都市長選挙も実施されました。来年7月には参議院通常選挙も実施されます。

さて、公職選挙法140条の2では、学校等の周辺では選挙運動の静穏保持について努力義務が定められています。京都大学吉田キャンパスは東大路通、今出川通と大通りに囲まれており、特に附属図書館の3階では選挙カーの音声がかなり響いていたように記憶しています。7,8,1,2月の選挙は期末試験期間にかかる場合もあります。

そこでお伺いします。京都大学として、選挙管理委員会や警察等に上記静穏保持について、教育・学習環境の維持のために候補者に守ってもらうよう申し入れされておられますでしょうか。今までされておられないのであればきたる選挙以降は是非お願いしたく存じます。

よろしくおねがいします

【回答】(回答日:2024年12月19日)

(回答部署:総務部総務課総務掛)

京都市の選挙管理委員会事務局に学校等の周辺の選挙運動の静穏保持について、申し入れをしました。選挙管理委員会事務局としても、候補者に説明しているとのことでしたが、今後より一層注意するように説明するとのことでした。

今後、教育・学習環境に影響があると感じられましたら、所管の選挙管理委員会事務局に申し入れを行いますので、総務部総務課総務掛(075-753-2021)までお知らせください。